

工事約款

I 約款の適用

1. 適用

- (1) 当社が維持及び運用する導管によりお客さまがガスの供給を受ける場合のガス工事の条件は、このガス工事に係る約款（以下「この工事約款」といいます。）によります。
- (2) お客さまは、この約款を契約の内容とすることに同意したうえで、ガス工事を申し込んでいただきます。当社がお客さまからの申し込みを承諾したときは、この約款がガス工事契約の内容となります。
- (3) この工事約款に定めのない細目的事項は、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

2. 工事約款の揭示、変更

- (1) 当社は、この工事約款を、当社の事業所において揭示いたします。
- (2) 当社は、この工事約款を変更する必要があると判断した場合は、民法第548条の4の規定により、この工事約款を変更することがあります。この工事約款を変更する場合、当社が適切と判断した方法により、この工事約款を変更する旨、変更後の約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

3. 用語の定義

この工事約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

ー 圧力 ー

- (1) 「圧力」… ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。消費機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。

ー ガス工作物 ー

- (2) 「ガス工作物」… ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます（(4) から (11) までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。）。

ー 供給施設 ー

- (3) 「供給施設」… ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーター及びガス栓並びにそれらの付属施設をいいます。

ー 導管 ー

- (4) 「本支管」… 原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。なお、次の各号の全てを満たす私道に埋設する導管については、将来、当社が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。

- ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること
- ② 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること
- ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと
- ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること
- ⑤ その他、当社が本支管、供給管を管理するうえで著しい障害がないと判断できること

- (5) 「供給管」… 本支管から分岐して、道路とお客さまが所有又は占有する土地との境界線に至るまでの導管をいいます。

- (6) 「内管」… (5) の境界線からガス栓までの導管及びその付属施設をいいます。

- (7) 「ガス遮断装置」… 危急の場合にガスを速やかに遮断することができる装置をいいます。

ー 導管以外の供給施設 ー

- (8) 「整圧器」… ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。

- (9) 「昇圧供給装置」… ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいいます。）

を備えないものをいいます。

(10)「ガスメーター」… 料金算定の基礎となるガスの量を計量するために用いられる計量器をいいます。

(11)「ガス栓」… ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始又は停止に用いる栓をいいます。

— 消費機器 —

(12)「消費機器」… ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、消費機器本体のほか給排気設備などの付属装置を含みます。

— その他の定義 —

(13)「ガスメーター の能力」… 当該ガスメーターが適正に計量できる範囲内の使用可能な最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表わしたものをいいます。

(14)「ガス工事」… 供給施設の設置又は変更の工事をいいます。

(15)「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

II ガス工事の申し込み及び契約

4. ガス工事の申し込み

(1) ガスを新たに使用するため又はガスの使用状況を変更するためにガス工事を申し込む方は、あらかじめこの工事約款を承諾のうえ、当社にガス工事の申し込みをしていただきます。

(2) (1) のガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスメーターの位置替え等供給施設を変更することをいいます。

(3) 当社が必要と認めたときは、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。

(4) 申し込みの受付場所は、当社の事業所等といたします。

(5) 建築事業者、宅地造成事業者等（以下「建築事業者等」といいます。）は、ガスを使用されるお客さまのため、(1) のガス工事を当社に申し込むことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等をお客さまとして取り扱います。

— ガスメーターの決定 —

(6) 当社は、(1) の申し込みに応じてガスメーターの能力を決定いたします。適正なガスメーターの能力は、原則として、当該ガス工事の申し込みのときに、お客さまが設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器（使用開始にあたって、(2) に規定する使用状況を変更することなく使用できる消費機器に限ります。）を同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる能力といたします。

また、ガスの使用状況に応じ、お客さまと協議のうえで標準的ガス消費量を算出することがあります。

5. 契約の成立及び変更

(1) ガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、当社が4（1）のガス工事の申し込みを承諾したときに成立いたします。なお、契約を変更する場合も同様といたします。

(2) お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガス工事に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、(1) にかかわらず契約書作成時に成立いたします。

6. 承諾の義務

(1) 当社は、4（1）のガス工事の申し込みがあった場合には、(2) に規定する場合を除き、承諾いたします。

(2) 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガス工事の実施が不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。

① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則（以下「法令等」といいます。）によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合

② 申し込まれたガス工事場所が、特異地形等であってガス工事の実施が技術的に困難であり又は保安

の維持が困難と認められる場合

- ③ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガス工事の実施が不可能な場合

(3) 当社は、(2)によりガス工事の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なくお客さまにお知らせいたします。

Ⅲ ガス工事

7. ガス工事の設計見積もり等

- (1) 当社は、4 (1) のガス工事の申し込みに伴い、内管及びガス栓の工事を必要とする場合には、遅滞なく工事の設計及び見積もりを行い、工事費の明細をお知らせし、お客さまと協議のうえ、工事予定日を決定いたします。
- (2) (1) のガス工事の設計及び見積もりなどに際して、試掘調査など別途費用を要する場合には、その費用に消費税等相当額を加えた金額を、お客さまにご負担していただく場合があります。

8. ガス工事の実施

ーガス工事の施工者等ー

- (1) ガス工事は、当社が施工いたします。なお、当社には、当社がガス工事を委託する指定工事店を含みます。

ー 気密試験等 ー

- (2) 当社が施工した内管及びガス栓を当社がお客さまに引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ内管の気密試験を行います。

ー ガスメーター等の設置 ー

- (3) 当社は、1 需要場所につきガスメーター1 個を設置いたします。この場合、1 構内をなすものは1 構内を、また、1 建物をなすものは1 建物を1 需要場所といたしますが、下記の場合には、原則として次のとおり取り扱います。

なお、当社が特別の事情があると判断したときには、1 需要場所につきガスメーターを2 個以上設置することがあります。

①店舗、官公庁、工場その他

1 構内又は1 建物に2 以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1 需要場所といたします。

- (4) 当社は、お客さまと協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取り替え等維持管理が容易な場所にガスメーター等を設置いたします。

ー 供給施設等の設置承諾 ー

- (5) 当社は、3 (5) の境界線内において、そのお客さまのために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。この場合、お客さまは、その場所が借地又は借家であるときは、あらかじめ当該土地又は建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいていただきます。これに関して、後日紛争が生じても当社は責任を負いません。
- (6) 当社がお客さまのために私道に導管を埋設する場合には、当社は、お客さまに私道所有者等からの承諾を得ていただきます。
- (7) 当社は、供給施設を設置した場合、門口等3 (5) の境界線内に当社所定の標識を掲げさせていただきます。

Ⅳ ガス工事に伴う費用の負担

9. 内管工事に伴う費用の負担

ー 供給施設の所有区分と工事費 ー

- (1) 内管及びガス栓はお客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (2) 内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは当社が留保するものとし、お客様は当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。この場合、その旨の表示を付すことがあります（(4)、(6) 及び (8) において同じ。）。
- (3) 次に掲げる内管及びガス栓の工事、付帯工事、その他の工事箇所の状況等により特別の工程、工法又は材料を用いる工事に要する費用の額は、その工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出した個別の設計見積金額の合計に消費税等相当額を加えたものいたします。
- イ 溶接配管等の特殊な工法を用いて実施する工事
 - ロ 特別な設備の組み込みを必要とする場合又は特別な建築物等で実施する工事
 - ハ 当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客様が提供する工事
- (4) お客様のために設置されるガス遮断装置は、原則としてお客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (5) (4) に定めるガス遮断装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものいたします。
- (6) お客様の申し込みによりそのお客様のために設置される整圧器は、お客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (7) (6) に定める整圧器の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものいたします。
- (8) お客様の申し込みにより設置される昇圧供給装置はお客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (9) (8) に定める昇圧供給装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものいたします。
- (10) ガスメーターは当社所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものいたします。）は、お客様にご負担していただきます。ただし、ガスメーターの検定期間満了による取替等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担いたします。
- (11) 供給管は当社の所有とし、これに要する工事費は、当社が負担いたします。ただし、お客様の依頼により供給管の位置替え等を行う場合には、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものいたします。）は、お客様にご負担していただきます。
- 修繕費の負担 —
- (12) お客様所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取り替え等に要する費用をいい、所要費用に消費税相当額を加えたものいたします。）はお客様にご負担していただき、当社所有の供給施設の修繕費は当社が負担することを原則といたします。

V 工事費等の申し受け、精算及び支払い方法

10. 工事費等の申し受け及び精算

- (1) 当社は、9の規定によりお客様にご負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガスメーターの取付作業を含む工事にあつてはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあつては引渡日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。
- (2) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申し受け、お客様にご負担いただく9の規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」といい、消費税相当額を含みます。）を、その工事完成日までに2回以上に分割して申し受けることがあります。
- ① 長期にわたる工事（工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として6か月を超える工事をいいます。）
 - ② その他、当社が特に必要と認めた工事

- (3) 当社は、増設工事等で小規模な工事（工事費が、10 万円以下の工事をいいます。）については、当社が認める場合には、工事費等の支払期日を工事完成日以降で当社が別途指定する期日に繰り延べるができます。
- (4) 当社は、お客さま所有の既設内管を、そのお客さまからの申し込みに基づき、保安上の理由により取り替える工事については、当社が認める場合には、工事費の全部又は一部の支払期日を工事完成日以降で当社が別途指定する期日に繰り延べるができます。この場合、支払期間に応じて金利相当額をいただくことがあります。
- (5) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費等を全額申し受けます。
- (6) 当社は、工事費等をいただいた後、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく精算することといたします。
- ① 工事の設計後にお客さまの申し出により導管の延長・口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更があったとき
 - ② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更があったとき
 - ③ 工事に要する材料の価額又は労務費に著しい変動があったとき
 - ④ その他工事費等に著しい差異が生じたとき

1 1. 工事費等の支払方法

工事費等については、原則として当社が指定した金融機関への払込みの方法でお支払いいただきます。

VI その他

1 2. ガス工事の変更、解約の場合の損害賠償等

- (1) ガス工事着手後、お客さまの都合によってガス工事契約が変更又は解約される場合は、当社がすでに要した費用及び解約又は変更によって生じた損害を賠償していただくことを原則といたします。ただし、工事を実施していない部分につき、10（6）にかかげる工事費等を精算すべき事情が存在することが判明し、当社がガス工事契約の変更又は解約もやむを得ないと認める場合は、協議によることといたします。
- (2) (1) に基づき費用及び損害を賠償していただく範囲は次のとおりといたします。
- ① すでに実施した設計見積りの費用（消費税等相当額を含みます。）
 - ② すでに工事を実施した部分についての材料費、労務費等の工事費（消費税等相当額を含みます。）及び工具、機械等の使用に要した費用（消費税等相当額を含みます。）
 - ③ 原状回復に要した費用
 - ④ その他工事の実施についての特別の準備をしたことによる損害
- (3) お客さまのご都合による等、当社の責に帰すべき事由なく、ガス工事が変更、中断又は解約される場合は、それによりお客さまに発生する損害について、当社は賠償の責任を負いません。

1 3. 不可抗力による損害

- (1) 当社は以下の供給施設の工事を行う場合において、天災その他自然的又は人為的な事象であって、お客さま又は当社のいずれの責めにも帰すことのできない事由（以下「不可抗力」といいます。）によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器又は施工用機器について損害が生じたときは、事実発生後その状況をお客さまに通知いたします。
- ①内管及びガス栓
 - ②ガス遮断装置
 - ③整圧器（お客さまの申し込みによりそのお客さまのために設置されるもの）
 - ④昇圧供給装置
- (2) 前項の損害で重大なものについて当社が善良な管理者としての注意をもって工事等をしたと認められるときは、その損害額はお客さまが負担することといたします。

- (3) 火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を損害額より控除したものを前項の損害額といたします。

1 4. 担保責任

- (1) 当社は以下の供給施設の工事を行う場合において、工事目的物が契約に適合していない場合、お客さまは相当の期間を定めて当社に補修を求めることができます。ただし契約不適合が重大でなく、かつ、補修に過分の費用を要するときは、当社は損害賠償によりこれを代えることができます。

①内管及びガス栓

②ガス遮断装置

③整圧器（お客さまの申し込みによりそのお客さまのために設置されるもの）

④昇圧供給装置

- (2) (1) の担保責任の期間は、民法の規定に従うものとします。

1 5. 裁判管轄

この工事約款及びこれに基づくガス工事契約に関連してお客さまと当社との間に生じる一切の紛争は松山地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

附則

1. 実施期日

この工事約款は、2021 年 7 月 1 日から実施いたします。